

保安図の提出について

- 毎年6月末現在の保安図の複本を **8月末日までに提出が必要**です。
(正本は鉱業事務所で管理)
- 昨年までに提出された保安図から変更がない場合は、その旨を、保安ネット又はメール (bz1-hokkaido-kozan@meti.go.jp) で 申し出る ことで提出が不要となります。

申し出た事実が必要です！
- 保安図の作成にあたっての注意事項（使用する記号、必要な図面種類、表記しなければならない物件等が適切に表示される縮尺）については、鉱山保安法施行規則第47条第2項で 1号から15号 まで細かく規定されておりますので、間違いの無いようにお願いします。
- 期限までの提出や申し出について、お忘れの無いようにお願いいたします。

鉱山保安法（抄）

鉱山保安法（昭和二十四年五月十六日法律第七十号）

（保安図）

第四十二条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その**複本を産業保安監督部長に提出**しなければならない。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項、第十二条、第十三条第二項、第十九条第四項、第三十条又は**第四十二条の規定に違反した者**

鉱山保安法施行規則（平成十六年九月二十七日経済産業省令第九十六号）

（保安図）

第四十七条 鉱業権者は、法第四十二条の規定に基づき作成した保安図の複本を、毎年六月末日現在のものを毎年八月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

2 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

次ページ参照

鉱山保安法施行規則第47条第2項

第四十七条第二項 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
- 二 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあつては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
- 三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 四 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 五 石炭坑においては、坑口、通気坑道、人道、運搬坑道その他の坑道、立坑、採炭作業場、掘進箇所、必要な掘採跡、必要な旧坑、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、気温、湿度、ガス含有率、通気戸、風橋、ガス誘導施設、散水施設、爆発伝播防止施設、排水ポンプ、巻揚機、自然発火箇所その他保安上必要な事項を記載すること。
- 六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。
- 八 石油坑（略）

鉱山保安法施行規則第47条第2項

第四十七条第2項 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 九 海底下等を掘採する鉱山においては、海底下等から掘採箇所までの深度、地層の状況、断層の状況等その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十 石炭鉱山の坑外においては、露天掘採場、選炭場、捨石又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、扇風機の位置及び種類、ガス誘導施設その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。
- 十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十三 核原料物質鉱山（略）
- 十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。